

## リニア建設工事の盛土（残土）の対策について

### <現状>

- ・本年7月の熱海市での盛土崩落事故もあり、リニア建設工事に伴う盛土（残土）対策など、自然環境や災害への配慮に対する注目度が上昇。

### 盛土の規制

○「岐阜県埋立て等の規制に関する条例」により、盛土の構造等の基準を定めているが、国、地方公共団体、公共的団体（JR東海など）は規制の対象外であり、県条例に準じる形で規制を実施。

○工事着手前後のアセス手続き※<sup>1</sup>において、必要な規制※<sup>2</sup>を実施。

※1 工事着手前：JRによる環境影響の検討後、県は、有識者の審査結果などを踏まえた知事意見を提出。

工事着手後：環境保全計画書に従った、JRによるモニタリングの実施、その結果などを踏まえ、必要に応じて知事意見を提出。

※2 知事の意見を反映した環境保全計画書の作成。

### <課題>

- ・（有識者等の意見交換から）リニア建設工事が本格化する中、安全対策について、沿線地域への一層丁寧な説明と情報提供が必要。

### 今後の対応

- ・JR東海のリニア建設工事の安全・安心な工事遂行に向けた取組み状況について、定期的に沿線自治体等と情報共有する場を確保。
- ・盛土の規制に関する国の法案整備の動向を踏まえ、県としての対応を検討。

### <国の動向>

- ・国土交通省は、盛土の規制について、全国一律での安全対策や、違反業者への罰則強化を盛り込んだ関連法案を、来年の通常国会に提出する方針。
- ・関連法案は、事業者には排水設備設置や自治体による完了検査の義務付けや、安全対策が不十分な場合に、自治体が是正命令や勧告を可能とする方向。